

熊本市自転車駐車場条例の一部改正について

熊本市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

熊本市自転車駐車場条例(昭和60年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場」を「、熊本市新水前寺駅東高架下自転車駐車場及び熊本市東海学園前駅自転車駐車場」に改める。

第5条第2項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「前項の許可を要しない」を「当該使用登録に係る期間につき前項の許可を受けたものとする」に改め、同条第3項中「使用登録」の次に「(以下「使用の許可」という。)」を加える。

第6条の見出し中「許可等」を「許可」に改め、同条中「前条第1項の許可又は前条第2項の使用登録」を「使用の許可」に改める。

第11条ただし書中「料金」を「使用料」に改める。

第19条第1号中「指定対象施設」の次に「(有料駐車場に限る。)」を加え、「(第5条第1項に規定する駐車場に係るものに限る。)」を削る。

別表第2 熊本市健軍自転車駐車場の項中「若葉1丁目36番6号」を「若葉1丁目456番地」に改め、同表に次のように加える。

熊本市東海学園前駅自転車駐車場	熊本市東区渡鹿9丁目36番地8
-----------------	-----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

東海学園前駅自転車駐車を新設する等のため、所要の改正を行う必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。